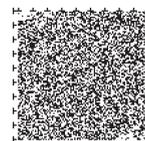


し
資

りょう
料

へん
編



資料1 精華町障害者基本計画策定委員会設置条例

(目的及び設置)

第1条 本町における障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的、かつ、計画的な推進を図るための精華町障害者基本計画(以下「障害者基本計画」という。)策定に関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、町長の附属機関として精華町障害者基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、障害者基本計画の策定に関する事項について調査及び審議を行い、町長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員19人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の内から町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者 1人以内
- (2) 関係団体等の代表者 10人以内
- (3) 関係行政機関の代表者 5人以内
- (4) 一般公募の町民 3人以内

3 一般公募の町民の選考方法については、別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議の期間とし、審議が終了したときは、解任されるものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

かいぎ
(会議)

だい じょう いいんかい かいちょう しょうしゅう かいちょう ぎちよう
第6条 委員会は会長が招集し、会長が議長となる。

2 いいんかい いいん かはんすう しゅっせき ひら
委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 いいんかい ぎじ しゅっせきいいん かはんすう けつ か ひどうすう ぎちよう けつ
委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する
ところによる。

せんもんいじん
(専門委員)

だい じょう ちょうちょう ひつよう みと せんもんてき ちょうさけんきゅう じゅうじ せんもん
第7条 町長は、必要があると認めるときは、専門的な調査研究に従事する専門
いじん いしよく
委員を委嘱することができる。

2 ぜんこう ちょうちょう だい じょうだい こうだい こう きてい がくしきけいけん ゆう もの
前項において町長は、第3条第2項第1号に規定する学識経験を有する者を
せんもんいじん いしよく
専門委員に委嘱することができる。

3 せんもんいじん とうがいせんもんじこう かん ちょうさ しゅうりよう かいにん
専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときに、解任されるものと
する。

せんもんぶかい
(専門部会)

だい じょう かいちょう ひつよう みと いいんかい せんもんぶかい い か ぶかい お
第8条 会長が必要と認めるときは、委員会に専門部会(以下「部会」という。)を置
くことができる。

2 ぶかい ぶかいちょう お かいちょう しめい いいん
部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもってあてる。

3 ぶかい ぞく いいん かいちょう しめい
部会に属する委員は、会長が指名する。

いけん ちょうしゆ
(意見の聴取)

だい じょう かいちょう いいんかい ひつよう みと いいんいがい もの
第9条 会長は、委員会において必要があると認められるときは、委員以外の者を
かいぎ しゅっせき せつめいまた いけん き
会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

しよむ
(庶務)

だい じょう いいんかい しよむ けんこうふくしかんきょうぶふくしか しより
第10条 委員会の庶務は、健康福祉環境部福祉課において処理する。

いにん
(委任)

だい じょう この じょうれい さだ いいんかい うんえい ひつよう じこう
第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、
ちょうちょう べつ さだ
町長が別に定める。

ふ ぞく
附 則

1 この じょうれい こうふ ひ せこう
この条例は、公布の日から施行する。

2 この じょうれい せこう ごさいしょ いいんかい しょうしゅう だい じょう きてい
この条例の施行後最初の委員会の招集は、第6条の規定にかかわらず、
ちょうちょう おこな
町長が行う。

資料2. 平成30年度精華町障害者基本計画策定委員会委員名簿

(敬称略、順不同)

区分	団体名等	委員名	役職等
学識経験者	龍谷大学 社会学部	たるい やすひこ 樽井 康彦	准教授
関係団体等の 代表者代表者	精華町身体障害者協議会	ふじむら おさむ 藤村 修	会長
	精華町ボランティア連絡協議会	きたお なおみ 北尾 直美	
	(福) 精華町社会福祉協議会	すぎやま のりひさ 杉山 典寿	局長
	精華町民生児童委員協議会	たかはし あさこ 高橋 朝子	副会長
	(社) 相楽医師会 精華班	ふじむら さとし 藤村 聡	院長
	精華町地域障害者自立支援協議会	ぼんどう としかず 坂東 敏和	会長
	相楽郡ろうあ協会	いわい たけし 岩井 武志	会長
	(株) ナカムラ ケアステーション精華	さくらぎ ゆうき 櫻木 佑樹	サービス管理 責任者
	(福) 相楽福祉会 相楽デイセンター	ほそみ こうじろう 細見 紘次朗	
	(一社) 京都精神保健福祉協会	よしむら やすたか 吉村 安隆	事務局長
関係行政機関 の代表者	京都府立南山城支援学校	おさき しんじ 尾崎 伸次	副校長
	京都田辺公共職業安定所	きのした ひろゆき 木下 裕之	所長
	京都府山城南保健所	やまうち としかず 山内 俊和	室長
	精華町教育委員会	おさき まさこ 尾崎 万佐子	教育指導主事
一般公募		おおだいら ひさよ 大平 久代	一般公募
		えんどう のぶお 遠藤 喜生	一般公募
		たなか くにひろ 田中 邦博	一般公募

回数	日時	内容
第1回	平成30年 7/23(月) 午後1:30~	<ul style="list-style-type: none"> 委員の委嘱・紹介 会長・副会長の選出 障害者基本計画の関連法等の動向について 「精華町第5期障害福祉計画・精華町第1期障害児福祉計画」の概要について 障害者基本計画に関するアンケート結果について
第2回	平成30年 10/15(月) 午後1:30~	<ul style="list-style-type: none"> 「精華町第2次障害者基本計画」に基づく取組状況について 「精華町第2次障害者基本計画」の半期改定の考え方について
第3回	平成30年 11/27(火) 午前10:00~	<ul style="list-style-type: none"> 「精華町第2次障害者基本計画【改定版】」の素案について
第4回	平成31年 1/21(月) 午後1:30~	<ul style="list-style-type: none"> 「精華町第2次障害者基本計画【改定版】」の素案について
第5回	平成31年 3/25(月) 午後1:30~	<ul style="list-style-type: none"> パブリック・コメントの結果について 「精華町第2次障害者基本計画【改定版】」の案について 答申の案について
パブリック・コメントの募集 平成31年2月13日~3月13日		町ホームページ、町役場福祉課(2階)、町立図書館、地域福祉センターかしのき苑、人権センターで公開

資料4 精華町障害者基本計画の策定について（諮問）

30 精福第904号

平成30年7月23日

精華町障害者基本計画策定委員会会長 様

精華町長 木村 要

精華町第2次障害者基本計画の改定について（諮問）

平成26年1月、国は障害者権利条約の批准に伴い、障害者差別

解消法の成立、並びに障害者雇用促進法及び障害者総合支援法の改正

など、障害福祉に関する国内法の整備をしたことから、平成24年3月

に策定された精華町第2次障害者基本計画について一部見直しを図る

ため、精華町障害者基本計画策定委員会設置条例（平成12年条例第3

4号）第2条の規定に基づき、貴委員会に諮問します。

資料5 精華町第2次障害者基本計画【改定版】について（答申）

平成31年3月25日

精華町長 木村 要 様

精華町障害者基本計画策定委員会
会長 樽井 康彦

精華町第2次障害者基本計画【改定版】について（答申）

本委員会は、地域福祉計画が各分野の福祉計画等の上位計画の位置づけとなり、地域共生社会の実現を図っていくことが求められる中において、町長の求めに応じて「精華町第2次障害者基本計画」の中間見直しを行ってきました。

全5回の熟議を通じ、自らの選択のもとで、誰もが自分らしく生活し社会参加できる地域社会づくりの一層の推進を図るための見直しを行い、ここに「精華町第2次障害者基本計画【改定版】」の案として取りまとめたところです。

全庁的・全町的に取り組む「地域共生社会の実現」と軌を一にする計画として、以下の点について十分留意して、計画の着実な推進を図っていただきたいと考えています。

1. 障害のある人や援助職等との対話を通じて、また、新たな技術の積極的な活用にも努めて、行政が範を示しつつ、合理的配慮の一層の拡充を図っていただきたい。
2. 障害のある人への切れ目のない支援が保たれるよう、新たな連携の開拓等を進めて、地域社会の営みの中で、「生活の場」「余暇活動の場」「働く場」の確保に努めていただきたい。
3. 町の自立支援協議会を軸に、圏域連携も図りながら、地域の福祉職場の魅力、高い支援スキルの学びが得られる環境、生活環境の豊かさなどを活かすことで、これからの福祉人材の計画的な育成と確保に努めていただきたい。

しりょう しょうがいしゃ
資料6 障害者マークについて

名 称	概 要 等	所管先(マークに関する問い合わせ先)
<p>障害者のための国際シンボルマーク</p> 	<p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。</p> <p>※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。</p>	<p>公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 TEL： 03-5273-0601 FAX： 03-5273-1523</p>
<p>身体障害者標識(身体障害者マーク)</p> 	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課</p> <p>警察庁 TEL： 03-3581-0141 (代)</p>
<p>聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)</p> 	<p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課</p> <p>警察庁 TEL： 03-3581-0141 (代)</p>
<p>盲人のための国際シンボルマーク</p> 	<p>世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。</p>	<p>社会福祉法人日本盲人福祉委員会 TEL： 03-5291-7885</p>
<p>耳マーク</p> 	<p>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。</p> <p>聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮について御協力をお願いします。</p>	<p>一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL： 03-3225-5600 FAX： 03-3354-0046</p>

名 称	概 要 等	所管先(マークに関する問い合わせ先)
<p>ほじょ犬マーク</p> 	<p>身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設では、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室 TEL： 03-5253-1111 (代) FAX： 03-3503-1237</p>
<p>オストメイトマーク</p> 	<p>人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いします。</p>	<p>公益財団法人交通工 コロジー・モビリティ 財団 TEL： 03-3221-6673 FAX： 03-3221-6674</p>
<p>ハート・プラス マーク</p> 	<p>「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いします。</p>	<p>特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 TEL： 080-4824-9928</p>
<p>障害者雇用支援マーク</p> 	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。そういった企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しになればと考えております。御協力のほど、よろしく申し上げます。</p>	<p>公益財団法人ソーシ ャルサービス協会 IT センター TEL： 052-218-2154 FAX： 052-218-2155</p>

名 称	概 要 等	所管先(マークに関する問い合わせ先)
<p>「白杖SOSシグナル」 普及啓発シンボルマーク (社会福祉法人日本盲人会 連合推奨マーク)</p> 	<p>白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p> <p>白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。</p> <p>※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。</p>	<p>岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課 TEL： 058-214-2138 FAX： 058-265-7613</p>
<p>ヘルプマーク</p> 	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。</p> <p>ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</p>	<p>東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課社会参加推進担当 TEL： 03-5320-4147</p>
<p>京都思いやり駐車場 マーク</p> 	<p>障害のある方、高齢者や難病の方、妊産婦やけがをされた方など歩行が困難な方を対象とした「おもいやり駐車場（車いすマークの駐車場等）」のマークです。</p> <p>おもいやり駐車場を利用できる人を明らかにし、この駐車場を必要な方が利用しやすくなることを目指しています。</p>	<p>京都府健康福祉部福祉・援護課 TEL： 075-414-4551 FAX： 075-414-4615</p>

出典：内閣府ホームページ、京都府ホームページ

【あ】

アクセシビリティ

情報などが本人の状態や能力の違いによらず、様々な人が同じように利用できる状態やその度合い。

多言語の翻訳機能や音声読み上げ機能、字幕など様々なツールが開発され、アクセシビリティを保障している。

ICT（アイシーティ）

日本語では「情報通信技術」と表現される、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。また、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称の意味も含まれる。

SPコード（エスピーコード）

SPコードは、紙に掲載された情報をデジタルに変えるためのシンボル。専用の読み取り機もあり、シンボルをかざすことで紙に掲載された情報を音声読み上げすることもできる。

NPO（エヌピーオー）

非営利組織（Non Profit Organization）のことで、ボランティア団体など営利を目的としない民間の団体。このうち特定非営利活動促進法による特定非営利法人であるNPO法人は、保健・医療・福祉、社会教育、まちづくり、文化・芸術・スポーツ、環境保全、災害救援、国際協力等の分野に該当し、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動（特定非営利活動）を行うことを主たる目的としている。

エンパワーメント

社会福祉の援助において、障害者などが、自ら抱える問題を主体的に解決しようとする力を引き出すように進めること。

【か】

強度行動障害

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。

共生型サービス

障害福祉サービス事業所において、介護保険制度の指定を受けることにより、65歳以上の利用者が、引き続き同じ事業所でサービスを受けられるようにするサービスの仕組み。

京都府こころの健康推進員

京都府知事からの依頼を受けて、一府民として精神障害者の良き理解者としての立場から、精神障害者の自立と社会参加を促進し、精神障害者を含むすべてのひとを大切にす地域社会づくりを推進していただく方々。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を届けることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害者などの権利を守り、意向を代弁すること。

高次脳機能障害

ケガや病気により、脳に損傷を負うことで、記憶障害、注意障害、遂行機能障害（予定を立て進めていくことが難しい障害）、社会的行動障害（感情のコントロールが困難）が見られる障害。

合理的配慮

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。（障害者権利条約第2条）

【さ】

障害者職業・生活支援センター

仕事など就業面だけでなく日々の生活面について、お悩みをお持ちの障害のある人に対して、一体的に支援を行ったり、就労支援を提供している事業所からの相談に応じる機関。

児童発達支援センター

地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行う等、地域の中核的な療育支援施設。

職場適応援助者（ジョブコーチ）

障害のある人が就労を継続していくために、障害のある人に対して必要な助言を行ったり、雇用する企業に対して、障害のある人に対して必要な配慮や支援について助言する役割を担う者。

精華町市民後見人連絡会

町が実施した市民後見人養成研修の修了者によって結成された市民組織であり、市民後見人の選任を目指して、成年後見に関する勉強会等を行っている。

成年後見制度

認知症、知的障害などにより判断能力が不十分となり、財産管理や日常生活の決定等が難しい場合、そのような方々を保護し、支援するための制度。

【た】

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の形。

地域生活支援拠点等

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供の体制を構築すること。

通級指導

通常学級に在籍し、比較的軽度な障害がある児童生徒の特性に合わせて個別及び集団で別途指導するもの。

つながりファイル

出生時より、対象児童の状況を記録していくことで、保育所・幼稚園・小学校・中学校など進級していく際に、児童生徒の情報を共有することで、切れ目なく支援を継続するためのファイル。

京都府では「支援ファイル」として表記している。

【な】

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

ノーマライゼーション

障害の有無や、軽度か重度かに関係なく、権利として誰もが同じように当たり前の生活が送れる権利を教授できるようにするという考え方であり、方法である。

【は】

パラスポーツ（障害者スポーツ）

障害のある人が行うスポーツのこと。障害のある人の状況に併せて修正されたスポーツもあれば、障害のある人のために考案されたスポーツもある。

バリアフリー

高齢者や障害のある人にとって安全かつ、住みよい社会にするため、日常生活や社会生活における物理的、心理的な障害や、情報に関わる障壁などを取り除いていくことをいう。

避難行動要支援者

高齢者、障害者その他の特に配慮を必要とする人のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、自力で避難することが難しく、避難するため、特に支援を要する人。

福祉避難所

避難生活において一定の配慮を必要する方を対象とする避難所のこと。一般の避難所への避難後に、そのまま一般の避難所での生活を続けることが困難な方を対象としている。精華町では、福祉や医療事業所7ヶ所が指定されている。

法定雇用率

障害のある人の雇用の安定を実現するための方策を定めた「障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）」は、民間企業や国、地方公共団体などの事業主に対し、雇用する労働者のうちの障害のある人の割合が一定の率以上になるよう義務づける「障害者雇用率制度」を定めている。この障害者雇用率を、一般に「法定雇用率」と呼ばれている。

母子健康包括支援センター

妊娠・出産から子育てに関する相談や情報提供、関連機関との調整などを行うワンストップ拠点。精華町では、平成30年7月に開設。

【ま】

まちの福祉サポート店

商品の販売や配達と同時に、高齢者や障害のある人、その家族などの生活を見守ってもらうため、平成25年度から精華町社会福祉協議会が、商店や事業所、法人などに協力を呼びかけ、賛同していただいている団体。

【や】

ユニバーサルデザイン

障害の状況、年齢、性別、国籍など個人の様々な特性にも対応できる環境設定がされている状況。

障害のある人・高齢者などに配慮されて策定しているバリアフリーの視点と異なる。

要配慮登録制度

緊急災害時に住民による要援護者支援を行うために、民生児童委員を中心とした要援護者の申請登録による要援護者台帳づくりの活動。

【ら】

リハビリテーション

心身に障害がある人の能力を最大限に発揮することができ、その自立を促進するために行われる専門的技術。具体的には、利用者の診断、評価、心理的・社会的な自立性・共存性の向上を図る。

レスパイトケア

乳幼児や障害のある人、高齢者などを在宅でケアしている家族に休息をしてもらうための家族支援サービスのあり方。利用の理由は、家族の病気や事故、冠婚葬祭など境的な事由にとどまらず、私的事由も含めて様々である。

療育

障害がある人に対して、社会的に自立していけるように取り組む、治療と教育の両方を実施するプログラム。

せいにかちょうだい じしやうがいしゃ きほんけいかく かいていばん
精華町第2次障害者基本計画【改定版】

へいせい ねん がつ
平成31(2019)年3月

せいにかちょう
精華町

〒619-0285 きやうとふそうらくぐんせいにかちょうみなみのなやづまきたじり ばんち
京都府相楽郡精華町南稻八妻北尻70番地

せいにかちょう けんこうふくしかんきやうふ ふくしか
精華町 健康福祉環境部 福祉課

でんわ
電話：0774-95-1904 ファクス：0774-95-3974

